

令和7年8月1日

遠隔教育活用修学プログラムの補足説明について

上越教育大学教務課

令和8年度大学院学生募集要項 24 ページにありますように、遠隔教育活用修学プログラムは、現職教員（常勤の教員）が所属校に勤務しながら本学大学院に在籍して学ぶ遠隔教育を活用したプログラムですので、入学後においても申請資格にある下記(7)から(9)のいずれかの職にあることが、プログラムの履修条件となります。

- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者に限る。）のいずれかの職
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）のいずれかの職
- (9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条に規定する教育委員会の管理主事及び指導主事のいずれかの職

在学中に、この条件を満たさなくなった場合は、遠隔教育活用修学プログラムの履修を続けられなくなり、通学学生（長期履修学生）になりますので、ご理解の上、受験してください。

〔条件を満たさなくなる場合の例〕

- ・ 現職教員でなくなった場合
- ・ 非常勤講師になった場合
- ・ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除いた保育園（所）に異動になった場合

遠隔教育活用修学プログラムの履修条件についてご不明な点は、下記問い合わせ先までご相談ください。

○遠隔教育活用修学プログラムについての問い合わせ先

上越教育大学教務課教学支援チーム

電話 025-521-3278 E-mail : enkakup@juen.ac.jp